



紙おむつなど
と交換できる

介護用品の引換券 (家族介護用品給付券)を支給します

東三河広域連合 家族介護用品給付事業

● 誰がもらえるの？

こちらのすべてにあてはまる方です。

- ☆ 広域連合内に住んでいる方
ご本人と、ご家族の両方が
東三河8市町村に在住
- ☆ 重度の要介護状態である方
要介護4または5
- ☆ 在宅で介護している方
施設や病院に入っていない
- ☆ 特に支援を必要とする方
本人と、ご家族の両方が
市町村民税非課税の世帯

無収入の場合も
申告が必要

あてはまる方も、必ず申請が必要です！
申請書を市町村窓口にて提出してください

● いくら分もらえるの？

月額 8,300 円 分 です。

※4月～翌年3月までで 99,600 円 分

● 何と交換できるの？

こちらの介護用品です。

紙おむつ 尿取りパッド 使い捨て手袋
清拭用品 口腔(こうくう)ケア用品
(含むドライシャンプー)
ポータブルトイレ用品 尿吸収防水用品
食事エプロン 介護用衣類

飲料・食品には使えません

● どこで使えるの？

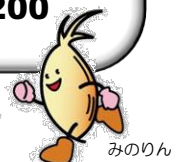
お近くの薬局・ドラッグストアなど。

※広域連合に登録しているお店のみ

- お申し込み・・・お住まいの市町村の介護保険窓口へ
お問い合わせ先・・・東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
(0532) 26-8472
詳しい情報・・・東三河広域連合ホームページ 介護保険(地域支援事業)
家族介護用品給付事業のページ

<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=200>

東三河広域連合



みのりん